

吉備中央町デジタル田園都市推進協議会
デジタル田園都市国家構想推進交付金事業公募型プロポーザル実施要領

本要領は、吉備中央町デジタル田園都市推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「デジタル田園都市国家構想推進交付金事業」に係る事業者（以下「事業実施者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

I 事業の概要

1 事業名称

- (1) 交通DX実装プロジェクト委託業務
- (2) 鳥獣対策DX実装プロジェクト委託業務
- (3) 誰一人取り残さないエンゲージメント・コミュニティの創生事業

2 事業目的

デジタル田園都市国家構想に掲げられている「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現し、デジタル技術により社会課題を解決するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金を有効に活用し、優良なモデル・サービスの実装及び新たに構築するデータ連携基盤を活用した複数サービスの実装を伴う取組を実施する。

3 事業内容

下記(1)～(3)の詳細は、別紙「仕様書」による。

(1) 交通DX実装プロジェクト委託業務

吉備中央町の交通をデジタル技術で改善し、町民や外部の利用者にとって利便性が高く、安全かつ低コストの交通システムとして刷新し、持続的に発展し続けるまちの実現を目指す。

- ・MaaSコンソーシアムの立ち上げ
- ・バスロケーションの導入
- ・マイクロEVの導入
- ・オンデマンド交通システムの導入

(2) 鳥獣対策DX実装プロジェクト委託業務

吉備中央町の主要産業である農業をデジタル技術により鳥獣被害から守り、持続的な産業とし続けることで、活気のあるまちの実現を目指す。

- ・鳥獣害対策クラウドの導入（わな監視装置、ドローン）
- ・新事業立ち上げ（ジビエ、観光等）

(3) 誰一人取り残さないエンゲージメント・コミュニティの創生事業

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現し、吉備中央町が抱える医療分野・移動手段の不足、コミュニティ活動の活気の低下等を解決するため、先端的サービスと、エンゲージメント（愛着心）とを合わせ孤立・孤独を解消させ、「誰一人取り残さない地域社会」を創生する。

- ・救急医療情報共通基盤の構築
- ・母子健康保健、児童見守りサービスの構築
- ・介護、高齢者見守り、移動サービスの構築
- ・データ連携基盤の構築
- ・インクルーシブスクエアの設立

4 事業対象期間

交付決定日から令和5年3月31日又は事業完了した日のいずれか早い日まで

5 事業要件

(1) 交付率及び限度額

交付対象事業費の全額、予算の範囲内を限度

(2) 中間報告

実績報告に先立ち中間報告を求めた場合は応じること。

(3) その他

交付手続き等については、「吉備中央町デジタル田園都市推進協議会補助金等交付規程」による。

6 交付対象経費

事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

7 交付対象外経費

- ・人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ・職員旅費（トップセールス等事業の実施に伴い職員随行が不可欠となる場合の随行旅費は除く）
- ・従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金、出資金

- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（ただし、類似する国からの補助事業がある場合であっても、対象事業が明確に切り分けられている場合は対象にします）

8 法令等の遵守

事業実施者は、本事業の実施にあたり必要となる関係法令を遵守しなければならない。

II 事業参加要件

1 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない団体等
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない団体等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の各法に基づく手続き開始の申し立てがなされている団体等でないこと。
- (4) 手形交換所による取引処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした団体等でないこと。
- (5) 税（国税、岡山県税及び吉備中央町税。）を滞納していない団体等
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与していない団体等。
- (7) 参加申込時に未設立団体等の場合は、審査（決定）後に協議会に対して行う委託契約又は交付申請時まで設立すること。

2 スケジュール

項 目	日 程
①公表	令和4年7月11日（月）
③提案に関する質疑の受付	令和4年7月22日（金）午後5時まで
④質疑に関する回答	令和4年7月27日（水）
⑤参加申込・提案書提出期限	令和4年7月29日（金）午後5時まで 郵送可（必着）
⑥プレゼンテーション	令和4年8月3日（水）
⑦審査（決定）	令和4年8月3日（水）
⑧審査結果通知・公表	令和4年8月4日（木）

Ⅲ 参加手続き

1 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 登記事項証明書（法人の場合）
- ③ 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は、法人税と消費税）、岡山県税、吉備中央町税））
- ④ 会社概要（パンフレット等でも可）

(2) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

協議会へ持参、郵送又はメール（kikaku@town.kibichuo.lg.jp）

2 提案書提出

(1) 提出書類

提案書（様式2）

(2) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

協議会へ持参、郵送又はメール（kikaku@town.kibichuo.lg.jp）

3 提出書類の取扱

- (1) 提出された全ての書類（データ）は、返却しない。
- (2) 協議会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

Ⅳ 事業実施者の選定

1 選定方法

本要領等に基づき提出された提案書等について、審査委員会で審査のうえ、協議会予算の範囲内で選定する。なお、他の参加者は、審査委員会の決定に対し異議を申し立てることはできない。

(1) 実施日時等

令和4年8月3日（水）

時間及び場所については別途連絡する。

(2) プレゼンテーション等条件

提案説明を含めた時間の上限は、1提案につき30分とし、うち提案説明は、20分以内で行うこと（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）。

なお、説明の際にパワーポイント等を使用する場合には、必要な機材は各自持参す

ること（プロジェクター・スクリーンを除く）。

(3) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
目的の適合性	提案内容が、事業の目的に即したものになっているか ・ 吉備中央町の課題、ニーズへの合致度 ・ 事業の目的に対する適合性	10 点
計画性	実用化に向けた計画性、明確性が十分か ・ 事業の計画性（工程、費用） ・ 事業の明確性（達成目標の設定、期待される効果）	10 点
新規性・革新性	新たな技術・革新的な発想を活用したものか ・ 事業の新規性、革新性 ・ 技術の組合せ、開発力、発想力	10 点
推進体制	事業の推進体制、継続性、普及展開が期待できるか ・ 事業の推進体制（必要な組織、人員） ・ 事業の継続性（資材、資金等）	10 点

※同点の場合は、審査委員会において協議し、順位を決定する。

※提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するが、提案書による審査を実施した上で、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

※審査委員会の合計点の平均が20点に満たない場合は、選定の対処とならない。

2 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

令和4年8月4日（木）

審査結果は、審査を受けた参加者すべてに対し、通知する。

(2) 審査結果の公表

審査の結果は、スケジュールに定めた日を目途に吉備中央町公式ホームページで公表する。

【お問い合わせ及び提出先】

吉備中央町デジタル田園都市推進協議会（事務局：吉備中央町企画課）

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

電話：0866-54-1314 FAX：0866-54-1307

E-mail：kikaku@town.kibichuo.lg.jp